

決議案第 10 号

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

新城市議会会議規則（平成 17 年新城市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 17 日提出

提出者 新城市議会議員 澤田 恵子
賛成者 新城市議会議員 山田 辰也



理由

この案を提出するのは、山崎祐一議員が平成 25 年度及び平成 26 年度の、地域活動交付金申請に当たり弁済実体のない虚偽の領収書を、2 年にわたり業者に作成させて市に提出した行為に対し、新城市議会議員政治倫理審査会（委員長・柴田賢治郎委員 副委員長・山口洋一委員 小野田直美委員 佐宗龍俊委員 鈴木長良委員 浅尾洋平委員）が行われ、平成 30 年 1 月 5 日全員一致で条例第 9 条第 3 号の「議員辞職の勧告」を意見とすることに決定した。

しかし対象議員は、「自ら誠実な態度で地域に出て説明をする」と発言しながら、全員協議会の追及に対しても準備中であるとか、無言を通すなどの姿勢は新城市議会全体の信頼と秩序保持の観点に背くものであり、ここに新城市議会として再度辞職勧告を表明する必要があるからである。

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

平成30年12月5日付けで新城市議会議員政治倫理審査会より、条例第9条第3号の「議員辞職の勧告」を全員一致で決定されたが、勧告後に、自ら地域に赴き説明に回るとしながら、全員協議会においても「ただいま計画中である。」とか、無言を通すなど真摯な態度でないこと、また地域活動交付金での活動内容を、迷惑をおかけした地域の方々にもいまだ説明することもなく、謝罪もないまま放置している状況である。

新城市議会全体の信頼維持と秩序保持の目的のため、議会の責任において再度ここに辞職勧告を表明する。

以上、決議する。

新城市議会

決議案第 11 号

村田康助議会運営委員長に対する不信任決議

新城市議会議規則（平成 17 年新城市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 17 日提出

提出者 新城市議會議員 山田 辰也

賛成者 新城市議會議員 澤田 恵子

理由

この案を提出するのは、村田康助議員が議会運営委員長の職務にありながら、新城市議会全体の信頼と秩序保持の観点に背くものであり、ここに新城市議会として再度、不信任案を表明する必要があるからである。

村田康助 議会運営委員長に対する不信任決議

令和2年7月17日付けで、村田康助議員他5名の議員に対して議会議員問責決議が可決されたが、その後の市民説明会の中でも詳しい説明と反省がされなかつたのは非常に残念である。年長者であり、また当時は副議長であった事もあって当時の陳情活動の取りまとめをした事も解明されました。

この内容ですが、当時11名の署名捺印で提出する要望、陳情書を作成において捺印の段階では事務局に備え付けの議員用印章を使い、その使用目的を事務局に伝えずに押印した事です。金を貸しても印鑑貸すなどと言われるほど大事なものです。つまり本人の分身なのです。また、議員に説明はしたと言われましたが、一部の議員において、本人の許可及び押印も無許可で有つたことも判明しました。印鑑の無断使用は犯罪です。そして、市議会議員の作った書類は渡す相手側が国會議員であれば、当然公文書になります。その行為は文書偽造にもあたります。そして、一部のみを作成し残りをカラーコピーして相手に渡すことは、目的を持った公文書偽造及びその行使にもあたります。18名の議員総意で有るかのように新城市議会と入った書類は、7名の議員氏名も意図的に入ってはおりません。このような虚偽の説明や手渡した相手側を市長に副市長等とその他の公務の職員の名も上げておりました。しかし、信憑性はまったく説明不十分でした。これでは、議会運営の長として恥ずかしいばかりです。よって、新城市議会全体の信頼維持と秩序保持の目的のため、議会の責任においてここに不信任を表明する。

以上、決議する。

新城市議会

決議案第12号

下江洋行監査委員に対する不信任決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、
この決議を別紙のとおり提出する。

令和2年9月17日提出

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 新城市議会議員 澤田 恵子

理由

この案を提出するのは、新城市議会監査委員下江洋行議員は、人格が高潔で多岐にわたり優れた見識を有するものとし選ばれたにも関わらず、政務活動費の使途に疑義を生じさせた事のみならず市民より裁判がおこされ、そこにおいて正当性を主張すると明言するも、裁判の目的である政務活動費の返還を行い裁判を終結させ、自らの疑義の払しょくさえ怠った事実は遺憾であり、さらに令和2年6月25日に問責決議を受けた事は監査委員としての適格性に欠け資質を問われるものと考えられる。

よって、市議会全体の信頼と秩序保持の為、ここに、新城市議会の責任において不信任決議案を提出するものである。

下江洋行監査委員に対する不信任決議

新城市議会の監査委員下江洋行議員は、人格が高潔で財務管理・経営管理・行政運営に
関し優れた見識を有する者として選出されたにもかかわらず、政務活動費の使途に疑義を
生じさせた事のみならず市民より裁判を起こされ、議員としての自ら疑義の払しょくをす
べきを怠った事実は遺憾であり、さらに令和2年6月25日には議会より問責決議を受け
た事は監査委員としての適格性に欠け資質を問われるものと考えられる。

よって、ここに責任追及としての不信任決議とするものである。

以上、決議する。

新城市議会